

感謝友愛基金について

1 法的性格

「県内老人クラブ会員・・・からの寄附金をもって造成」（感謝友愛基金設置に関する規程）とあり、**県老連の自主的活動資金の造成を目的として寄附**として整理されている。

⇒市の顧問弁護士も同意見

※よって、**持分権、返還請求権は想定されない。**

2 拠出の主体

「感謝友愛基金」造成運動推進要領により、**各クラブ員が拠出したもの。市老連はとりまとめ事務**に關与。

⇒市の顧問弁護士も同意見

※市老連の財産を拠出したものではない。よって、感謝友愛基金については、**市老連は当事者ではない。**

3 基金運用益

「・・・**市区郡（町村）老人クラブ連合会等の行う事業に要する費用の財源に充てる**」（感謝友愛基金設置に関する規程）とあり、毎年、運用益の2/3を各市町村の拠出割合で按分し配分されている。令和7年度は153,700円である。

⇒県老連の助成事業であることから、**会員外には助成されない。**

※市の顧問弁護士のアドバイスを受け確認した問題で、助成事業として整理されていることを確認した。

4 休会について

休会を認める根拠規定はない。**一旦、退会された後に、事情変更により再加入することはあり得る。**会員復帰すれば、会員資格を保有することから、他の会員と同様県老連の事業の受益を受けることができる。

作成 一宮市老人クラブ連合会事務局

感謝友愛基金について

1 日時：2026年2月3日 15時から1時間程度

2 場所：社協尾西支部執務室

3 面談当事者

相手方：県社協 障害者スポーツ振興センター兼福祉生きがいセンター所長

村上氏

県老連 主査 保母氏

当方：則武、森

4 来訪の目的 2/17の来訪の前に事務レベルでの情報確認をする。

5 議事の概要

最終的には、理事会、評議員会の議決が必要であることを前提に、2月17日の来訪に向けて担当者間の意見調整を行った。

① 県老連を脱退する方針に至った経緯について

(市老連)

老人クラブ員、クラブ数の減少に歯止めがかからない中、単純にこれまでの事業を見直すだけでは予算が組めなくなってきた。抜本的に手を入れなければ事業継続は困難。社協の人件費負担を前提に2026年度は何とか予算が組める見込みであるが、2027年度は無理であると見込んでいる。よって、2027年3月末をもって脱退する方針が理事会で議決されている。

市老連事務局としては、会費負担をなくすことで、中長期的な事業継続を可能にする経営戦略を考えていきたい。

(県老連)

県老連としては、市老連を畳むものと誤解していた。事業継続を考えておられることが確認できて安心はした。

② 県老連の脱退について

(県老連)

県老連としては、全国、愛知県、県内市町村との連携、情報交換、研修などの機会喪失となり一宮市としては不利ではないか。県側としては、管轄地域内に空白エリアができるのは望ましくはないと思う。市町の方針をとやかく言えるものではないが、資金繰りの問題であれば市へ財政上の支援を働きかければ良いのではないか。

(市老連)

当方としても、縦の連携、横の連携の重要性は認識してはいるが、市からの補助がクラブ員の減少とともに縮小していく中で、自主財源の確保にも努めて

いるところではあるが、経営環境の制約の中で存続に向けた検討を進めていかざるを得ない。

③ 県老連休会について

(県老連)

休会の根拠規定はない。脱会されても復会はできる。経営状況が改善すれば復会も検討いただきたい。ただ、頻繁に出入りを繰り返されることは困る。

④ 感謝友愛基金

(県老連)

寄付というスキームでクラブ員から募ったものであり、市老連からの拠出金ではないので、市老連に返金することは過去の事例を勘案しても難しい。

(市老連)

当方としても、いただいた資料を精読しており市老連が拠出したものとは考えていない。個々のクラブ員が拠出したものとの認識である。

⑤ 基金運用益配分金

(県老連)

脱会されれば県老連の会員ではなくなるので、配分する根拠がない。

(市老連)

趣意書を読むと、市老連や地域の老人クラブへの恩典があることを前提に拠出されたとも思える。当時としては疑問の余地がなかったとは思われるが、今読み返してみると負担付寄付とも読める。一読して簡単に諦められる表現ではない。拠出者の意思を尊重して脱退後であっても配分金は頂きたい。

(県老連)

県老連の自主財源を造成して助成事業を行っているもので、会員ではないところに助成する根拠は考えられない。